

横浜でのクリエイティブな活動を応援します。

平成20年度

横浜市先駆的芸術活動助成
募集要項



平成 20 年度 横浜市先駆的芸術活動助成 募集要項

先駆的芸術活動助成の主旨

本制度は、先駆的な芸術文化活動を支援する助成制度です。横浜市内で実施する先駆的な芸術活動に対して助成金を交付し、文化芸術のあふれる街横浜の推進に寄与することを目的としています。

対象となる事業・活動

以下のすべての項目に該当する事業・活動が対象となります

- 1 平成 20 年 7 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日の間に横浜市内で実施される事業であること
- 2 クリエイティブシティ・ヨコハマの形成に寄与すると認められる創造性にあふれた芸術文化活動であること
例) 現代舞台芸術の公演、現代美術の展示、先駆的又は実験的な公演、展示その他の活動
公演、展示以外の活動も対象となります。

- 音楽、美術、演劇、ダンスパフォーマンス等、ジャンルは問いません。
- 主として営利を目的とする事業、政治的または宗教的な宣伝意図を有すると認められる活動は対象外となります。
- 横浜市および横浜市に関連する公的団体の補助金、助成金を受けている事業・活動は対象外となります。

募集期間

平成 20 年 4 月 7 日（月）から 5 月 23 日（金）必着まで。

申請手続き

所定の提出書類を揃えて、郵送または持参でご提出ください。
申請書などの様式はホームページからダウンロードできます。

本申請に要した費用は、申請者の負担とします。
申請書類、資料は返却しません。

様式ダウンロード URL

<http://www.yaf.or.jp/artscommission/grants>

- 1 先駆的芸術活動助成交付申請書（様式第 1 号）
- 2 事業・活動実施計画書（企画書）（様式自由）
- 3 事業・活動実施予算書（様式第 2 号）
- 4 過去の活動実績を示す資料
（チラシ、カタログ、DVD、CD 等形式自由）
- 5 申請当該事業内容を紹介する資料（チラシ等）
※必須ではありません。

助成額

対象経費総額の 2 分の 1 以内で、一活動につき最大 100 万円以内とします。

対象経費：活動実施にかかる諸経費が対象となります。ただし、飲食費、パソコン等の備品購入費は対象外です。

選考方法

選考委員会の審査にて決定します。



助成交付事業として採択された方は ACY・アートデータバンクに登録させていただきます。
ACY・アートデータバンクの詳細はホームページにてご確認ください。

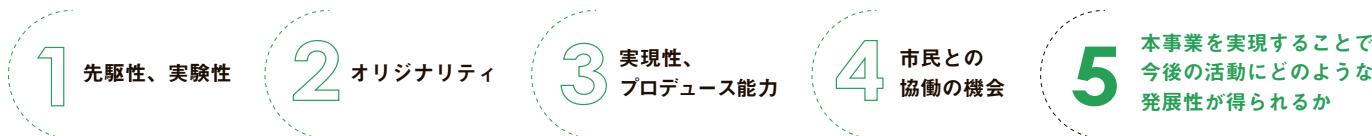
<http://www.yaf.or.jp/artscommission/databank.html>

アーツコミッション・ヨコハマの事業

アーツコミッション・ヨコハマ（以下「ACY」）は、横浜市開港150周年・創造都市事業本部と財団法人横浜市芸術文化振興財団が共同で運営する中間支援事業です。横浜市が推進する“芸術文化のもつ創造性を活かした街づくり”「クリエイティブシティ・ヨコハマ」の一環として、横浜に集うアーティスト、クリエイターをはじめとする様々な“創造の担い手”たちの活動支援を目的としています。

審査基準

次の5項目を重視します。



選考スケジュール

申請期間	審査	交付決定の連絡	事業実施	事業報告書
4月7日(月)から 5月23日(金)まで	6月上旬(予定)	6月下旬	7月から 翌年3月の間	事業終了後 30日以内に提出

※選考結果は、採否に関わらず申請者すべてに通知します。

助成交付に伴う義務等

- 1 事業終了後30日以内に「事業報告書」を提出してください。提出の際は、直接アーツコミッション・ヨコハマまで代表者もしくは担当者が持参してください。(要事前予約)
- 2 助成金を受けて実施される事業に関する印刷物、インターネット等の告知については、「横浜市先駆的芸術活動助成」の文言、およびアーツコミッション・ヨコハマのロゴマーク、クリエイティブシティ・ヨコハマのロゴマークを記載してください。

問い合わせ先・送付先

アーツコミッション・ヨコハマ

〒231-0021 横浜市中区日本大通34 ZAIM 本館1階
先駆的芸術活動助成 担当

電話：045-227-7322 MAIL：acy@yaf.or.jp

受付時間 月曜日～土曜日 11:00～19:00 (臨時休業日を除く)

<http://www.yaf.or.jp/artscommission>

RESTART

横浜市が平成19年度まで実施している「横浜市創造的芸術文化活動支援事業補助金」は、平成20年度よりアーツコミッション・ヨコハマが運営を引継ぎ、新たに「横浜市先駆的芸術活動助成」としてスタートいたしました。

情報公開
個人情報

本申請内容の一部は、「財団法人横浜市芸術文化振興財団の保有する情報の公開に関する規程」に則り、情報公開の対象となります。規程では、個人情報や、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものは、開示しないことが定められています。(但し、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる場合を除く。)

申請者から取得した個人情報については、適切に管理し、当該申請およびACY・アートデータバンク登録への対応以外に使用することはありません。

